提出済み要望書(声明) 26 最高裁判決について 2015 年 12 月 17 日

安倍内閣総理大臣、岩城光英法務大臣、菅官房長官、マスコミ各社あて

2015年12月16日最髙裁判所判決について声明(世話人提案)

国際婦人年連絡会 世話人 山口みつ子 実生 律子 紙谷 雅子

最高裁の寺田長官は今年の憲法記念日を前にした記者会見において、家族の姿が多様化する中で、裁判所がさまざまな工夫をして対応するのが司法の役割であるとの見識を示しました。国会が、社会の大きな流れから目を背け、変化に対応する立法に取り組まず、政府が国連の女性差別撤廃委員会からの期限を切った勧告を無視するという情勢において、長官の発言は、民法 733 条と 750 条について、社会が大きく変化しているにもかかわらず、長年放置されてきたと、国会の不作為を問題にする訴訟の展望に希望を与えるものでした。

女性にだけ再婚を禁止するという民法 733 条が 6 ヶ月という,子どもの父親確定という規定の根拠に照らして必要以上に長期間の禁止期間を設定していることが不合理であり,100 日を越える部分に関しては違憲であると立法府の裁量逸脱を指摘した最高裁の判断は,歓迎するところです.

それに対し、婚姻、再婚を契機に氏(姓)と名前との分断、それまでの生き方からの決別を前提とするように、夫婦に同じ氏を強制する民法 750 条の問題についての最高裁の合憲判断は非常に残念です。とくに、婚姻を契機とする氏の変更を法による強制ではなく、自発的な選択であると認定していること、社会的に通称使用が問題なく受入れられているとは言い切れない事象が多々存在することなど、最高裁の判断根拠には疑問があります。

岡部喜代子裁判官が女性差別撤廃委員会からの勧告に言及し、氏の選択において現 実の不平等と力関係が反映され、個人の尊厳と両性の本質的平等を損ない得る制度と なっていること、通称使用には限界があることなどの問題を指摘し、現段階では違憲 状態となっているとの意見を表明しました(櫻井龍子裁判官、鬼丸かおる裁判官が同 調)、木内道祥裁判官、山浦善樹裁判官ははっきりと違憲と述べています。これらの 意見からは夫婦同氏に全く例外を認めない制度に合理性が乏しいことは明らかです。

いずれの判決も、民主プロセスを重視し、制度を社会の実態に適合させる第1の責任は国会にあることを指摘しています。国会は、裁判所が違憲だと判断するまで何もしないでよいということではありません。多様な家族の姿を反映し、人々がそれぞれの幸福を追求できるような選択の枠をひろげることに後ろ向きな国会は職務怠慢の非難を免れません。たとえ最高裁が今回、立法不作為を認定しなかったからといって、これからも何もしないことは、国会には許されません。民法 733 条、750 条の改正は不可避です。